

2 下水道事業受益者負担金制度

公共下水道が整備された土地は、利便性が向上するとともに資産価値が上がり、その土地の権利者は利益を得る。しかし、この利益は、市民が等しく受けられるものではない。そこで、この利益に応じて下水道建設に必要な費用の一部を負担してもらい、住民負担の公平化をはかるのがこの制度である。北九州市では昭和43年からこの制度を設けており、下水道事業財源の一部になっている。

3 下水道使用料制度

下水道使用料は、下水道事業の管理運営にかかる経費の主要財源として、北九州市下水道条例(昭39・条例39)に基づいて徴収している。使用料は、使用者が排出した汚水の量に応じて徴収される。

1ヶ月の使用料単価

基本の使用料	従量使用料(1m ³ につき)					
	11~25	26~50	51~200	201~1,000	1,001~10,000	10,001~
基本料(10m ³ まで)	11~25	26~50	51~200	201~1,000	1,001~10,000	10,001~
634円	141円	208円	257円	307円	407円	412円
公衆浴場用 13円						

(参考) 料金計算のしかた(一般用・1か月分)

【例】1か月分の使用水量が18m³(一般世帯の平均使用水量)のとき。下水道使用料は(イ+ロ)×1.08=1,902円

イ 基本料金 10m³まで634円

ロ 141円×8m³ (超過の11m³から18m³までの水量)=1,128円

*左記の金額に消費税相当額(8%・1円未満の端数は切り捨て)が加算される。また、料金は原則2か月分をまとめて請求する。

4 水洗化の普及対策

新たに処理区域となった区域では「3年以内にくみ取り便所を水洗化しなければならない」(下水道法第11条の3)と義務づけられている。本市では下水道の効果を充分に発揮させるため、水洗化の普及対策としてその促進のために以下の施策がたてられている。

○水洗便所改造助成金・貸付金制度

水洗化工事費の一部助成・貸付を行う。

○水洗化普及相談員制度

未水洗家屋の家庭を訪問し、水洗化の指導と勧奨を行う。

○水洗化あっせん委員制度

水洗化に関するトラブルが生じた場合、仲介を引き受ける。

○共同排水設備等設置助成制度

市民が共同で利用する排水設備等の設置には、設置工事費の一部を助成する。

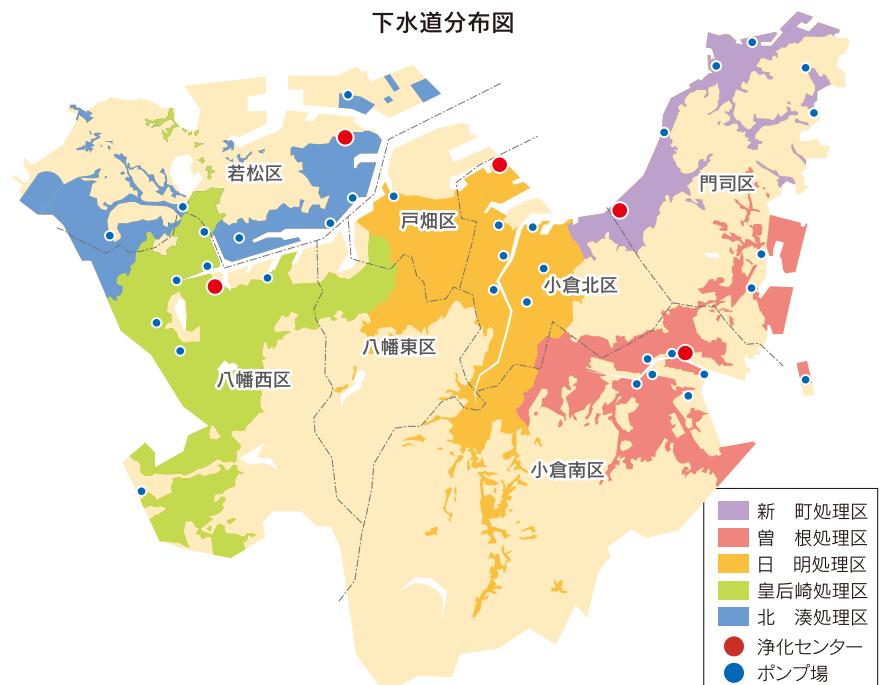
○低地汚水ポンプ設備等設置助成制度

公共下水道に接続できない低地家屋には、汚水ポンプ設備等の設置工事費の一部を助成する。

○私道公共下水道設置制度

私道にも公共下水道を設置する基準をつくり、町ぐるみの水洗化を促進する。

○公共下水道低地汚水ポンプ設置制度



周囲が水洗化されているのに、土地が低いために下水道が利用できない箇所に低地ポンプを設置する。

○排水設備指定工事店制度

排水設備の新設等の工事は、条件を満たしている、市が指定した工事施工業者でなければ施工できない。

○排水設備責任技術者

排水設備指定工事店には、資格を持った責任技術者を必ず置く。

